

経営発達支援計画の概要

実施者名	東大阪商工会議所「東大阪商工会議所（法人番号 3122005000118）」
実施期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
目標	<p>東大阪市は“東の大田区、西の東大阪市”として、わが国でも有数の中小企業の集積地であり「モノづくりの街東大阪」として全国に発信している。しかしながら、近年は海外への生産シフト、業績不振や後継者不足による廃業等で、地域経済を支える小規模事業者数は減少の一途を辿っている。</p> <p>小規模事業者の持続的発展と地域振興の再興を目指すため、地域の総合経済団体である東大阪商工会議所は、総力を挙げて効果的な支援体制を再構築すると共に、小規模事業者の経営課題である販路開拓に資する支援事業を実施する事で小規模事業者の持続的発展を目指す。</p> <p>また、小規模事業者数の減少に歯止めを掛けるため、地方自治体や金融機関、各支援機関と連携を密にし、創業支援事業を積極的に実施する。そのためには、各支援機関とのネットワークを効果的に活用し、創業に至るまでの一貫した支援サービスを提供する事で、創業者の創出に寄与し小規模事業者数の増進を図る事で雇用の確保へ結び付け、“モノづくりの街東大阪”の地域振興発展を目指す。</p>
事業内容	<p>1. 地域の経済動向調査に関すること 東大阪市内の景気動向を業種毎に隔月に調査し、情報の収集、整理、分析を行い、小規模事業者（創業予定者も含む）へフィードバックしていくと共に課題を抽出し中長期的な振興のあり方を踏まえたうえで、個社支援に繋がる活用を実施する。</p> <p>2. 経営状況の分析に関すること 小規模事業者の持続的発展に向け、中小企業の経営に関する実態調査により経営動向を把握し、経営指導員の巡回・窓口相談による課題の掘り起しにより資金繰りの改善や補助金獲得など、個別ニーズに応じた経営分析を行う。</p> <p>3. 事業計画策定支援に関すること 小規模事業者の経営課題を解決するため、経営分析、景気動向調査及び需要動向調査等の結果分析を踏まえ、事業計画策定支援を行い、持続的発展を図る。</p> <p>4. 事業計画策定後の実施支援に関すること 戦略的に事業計画を実行するため、資金繰りや営業、人材育成・確保の強化を積極的に支援する。また、創業者の創出のため、地方自治体や金融機関、各支援機関との連携を強化し、創業時の事業計画策定支援や金融支援を通して伴走型支援を行う。</p> <p>5. 需要動向調査に関すること 販売する商品や役務サービスにかかる需要動向を調査・分析することにより、小規模事業者が気付かない潜在顧客の存在を自覚させ、需要開拓に繋げ小規模事業者の持続的発展を図る。</p> <p>6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること 小規模事業者の販路開拓支援を通して経営安定に努め、以って小規模事業者の持続的発展に寄与するため各種支援事業を実施する。</p>
連絡先	<p>〒577-0809 大阪府東大阪市永和 1-11-10 東大阪商工会議所 中小企業相談所 TEL 06-6722-1151 FAX 06-6725-3611 e-mail sodan@hocci.or.jp</p>

経営発達支援事業の目標

1. 東大阪市の概要

東大阪は、大阪府中河内地域に位置する市であり、人口約 50 万人の中核都市に指定されており、大阪府内では大阪市、堺市の両政令指定都市に次ぐ第 3 位の人口を有する。

「歯ブラシから人工衛星まで」と技術力の高い中小企業が多数立地する「モノづくりのまち」として全国に知られ、インフラ設備も発達したモノづくりの格好の地である。可住面積に対する工場密度は全国 1 位で工場数も政令指定都市を除くと全国 1 位で“モノづくりの街東大阪”をアピールする形でまちづくりを行っている中核都市である。

しかし、昭和 58 年に 1 万事業所を超える製造事業者が存在していたが、労働コストの安価な海外へ生産シフトする等の理由により、小規模事業所は大きな影響を受け受注が減少し、業績不振や後継者不足により廃業や倒産が相次ぎ、現在では 5,855 事業者にまで減少して産業の空洞化が大きな課題となっている。

他方で商業は、早くから駅の周辺には商店街が形成されていたが、平成2年前後をピークに、各鉄道の沿線ともに商店街の商店数は減少しており、ピーク時の3分の2程度に落ちこんでいる。一方、商店街の商店数が減少をはじめた頃から、幹線道路の沿道などに出店される大規模店舗は、次第に増えてきており、3000m²以上の売場面積をもつ大規模店舗の売場面積が平成6年以降、急速に増加し小規模事業所に大きな影響を与えている。



東大阪市事業所数状況

東大阪市事業所数（平成 24 年経済センサ活動調査による）

（26,285 社事業所がある。その中でも 19,294 社（73%）が小規模事業者である）

製造業	卸売業	小売業	サービス業	建設不動産業	運輸業	その他
5,855 社 (30.3%)	1,225 社 (6.3%)	2,808 社 (14.6%)	5,209 社 (27%)	3,236 社 (16.8%)	642 社 (3.3%)	319 社 (1.7%)

小規模事業者：製造業 5,855 社（平成 24 年経済センサ活動調査による）従業員 20 人以下

金属製品	生産用機械器具	プラスチック	印刷・同関連	汎用機械器具	電気機械器具	その他
1,598 社 (27.3%)	802 社 (13.7%)	620 社 (10.6%)	392 社 (6.7%)	298 社 (5.1%)	245 社 (4.2%)	1,900 社 (32.4%)

2. 東大阪商工会議所の役割と地域経済の活性化に向けた中期方針

地域の総合経済団体である東大阪商工会議所は、国・府・市等の行政と小規模事業者が多数を占める地域企業を結ぶパイプ役となっている。国・府・市等が実施する各種支援施策を普及促進し、ニーズや課題を行政に繋げると共に、数多くある地域の認定支援機関や中小企業支援機関の中核となるべく、小規模事業者をサポート支援する体制を再構築する事により、地域の各支援機関の中でもリーダーシップを発揮することが期待されている。

地域経済を支える小規模事業者の中でも製造業においてはとくに、需要の低下、売上減少、経営者の高齢化による事業承継等の問題に直面している。地域の経済構造に照らすと、製造事業者の景況が改善することが商業や各種サービス業の活性化と密接につながっていることから、東大阪では中長期的には、製造業の活性化が最も重要な方針であり、今まで以上に小規模事業者に寄り添った支援サポートが求められている。

本所の 27 年度事業計画では、「ビジネスチャンスの拡大」「創業支援と地域新産業創出事業の推進」を主要テーマとして掲げ取り組んでいる。特に、経営発達支援計画と密接な関連を持つビジネスチャンスの拡大事業として「販路開拓支援」については、総合展示会や取引商談会の開催により企業間の連携を促進し、販路の開拓を推進する。この取組を小規模事業者向けに充実していく。また「創業支援」については、東大阪市役所、公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構、(株)日本政策金融公庫東大阪支店、大阪シティ信用金庫、東大阪市立男女共同参画センターと情報の共有化を図ると共に相互に連携し伴走型支援を実施する事に努め、創業者にとって優しい環境づくりを行い創業の増加を図る。

3. 東大阪商工会議所の取組と課題

東大阪商工会議所の事業活動は、多岐にわたるが、その中で大きな柱となっているのが、個社支援と地域活性化事業である。

個社支援については、長年にわたり巡回・窓口において経営一般・金融融資などの指導を中心に行ってきた。一方、地域活性化事業としては、地域製造業「モノづくりの街東大阪」の活性化を目標に総合展示会や取引商談会の開催により、販路開拓を支援する事業を行ってきたところである。

これまでの取組の課題として個々の経営指導員が個社の情報を入手するのみであり、所内での情報の共有化がなされてなかった。加えて実施している事業相互のつながりが充分でなかった。また、地域活性化事業においては、総合的な事業の取組を行ってきたが、今後は個社の現状に応じた販路開拓の機会を設定する事が大きな課題である。

4. 東大阪商工会議所の地域経済維持・発展に向けた中長期的な取組目標

上記の東大阪商工会議所が抱える現状と課題を踏まえ大阪府、東大阪市、各支援団体が一体となった支援体制を構築し、小規模事業者の持続的発展のため販路開拓支援並びに創業支援に繋げる。

またその中において、小規模事業者の持続的発展に資する取組については、「モノづくりの街東大阪」という地域ブランドを最大限に活かした付加価値の向上などを伴走型で指導する事によって、事業計画に基づく自立的に経営することができる小規模事業者を現状より20%程度増やす、新たな取引関係の構築（創業による効果も含む）により域外の需要を10%程度増やす、など経済効果に繋げることを目標とする。

【数値目標】毎年6回の展示会・商談会を通じ、以下を目標に取組む

内容	現状	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
事業計画（創業計画）策定件数	104	110	115	120	125	130
創業支援件数	6	10	15	20	25	30
商談会商談件数	586	600	620	640	660	680
バイヤー来場社数	21	22	23	24	25	25
展示会商談件数	5,152	5,400	5,600	5,800	6,000	6,300

経営発達支援事業の内容及び実施期間

- (1) 経営発達支援事業の実施期間
平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
- (2) 経営発達支援事業の内容

I. 経営発達支援事業の内容

1. 地域の経済動向調査【指針③】

これまでは、本所が主体となって実施する動向調査は、東大阪市内の製造・卸・小売業等 20 業種を対象に年 6 回調査を実施し、結果を周知してきたが、個々の小規模事業者向けに最適な情報を提供することが十分ではなかった。従って、従来の手法に加え他機関の実施する経済動向調査情報の収集も行い、個社に最適な情報を提供できるよう、下図の通り活用方法から逆算して改善を図る。分析した結果情報は経営分析、事業計画策定支援におけるデータとして活用する。

項 目	内 容
調 査 別	<ul style="list-style-type: none"> ・本所が主体となって年 6 回行う「景気動向調査」の調査 ・日本商工会議所 L O B O（早期景気観測）調査 ・大阪府景気観測調査
調 査 項 目	<p>製 造 業：生産額、原材料仕入価格、製品販売価格を前年同月及び 2 カ月前と比較して増減を調査 また製品在庫、採算状況、資金繰り等の現況について調査</p> <p>卸・小売業：販売額、商品仕入額、商品販売価格を前々同月及び 2 カ月前と比較して増減を調査 また商品手持額、資金繰り等の現況について調査</p> <p><u>独自調査では、下請企業の動向調査と賃金に関する調査等についても調査する。</u></p>
手 法	<ul style="list-style-type: none"> ・収集すべき情報及び入手対象を特定し、情報収集リストを作成 ・担当者を定め、各機関が情報発信する度に情報を確認収集 ・取得した情報を分析し、小規模事業者へわかりやすく計画策定時に活用できるように整理する ・得た情報は、独自調査と合わせて分析し下のとおり活用する他、ホームページに掲載する他、会報誌等に掲載し公表する ・独自調査では、まず製造業 4 人以上の下請企業 1,755 社、従業員 8 人以上の 2,080 社の全事業を対象に選定し、中小企業診断士の協力を得て調査票の追加項目等を定め、郵送により回収、という手法で実施する。
活用方法	<p>小規模事業者のニーズに適合した情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済状況や外部環境を把握し、経営分析を行う際の参考資料とする ・事業計画書を策定する上での根拠として活用する ・巡回・窓口指導時に情報を提供する

(事業内容)

従来の景気動向調査に加え、「下請動向調査」「賃金調査」等を他の機関による調査結果と比較すると共に整理分析し、個社の持続的発展につながる経営分析や事業計画の策定時に活用する。

(目標) 20 業種にまたがる約 307 社を対象に書面による調査を行い、業種毎に情報を整理し、個社の経営分析、計画策定を目的に小規模事業者へ情報を提供する。

項目	現状	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
小規模事業者への提供件数 (社数)	6,000 件	6,100 件	6,200 件	6,300 件	6,400 件	6,500 件

2. 経営状況の分析に関すること【指針①】

経営状況の分析は、従来、経営指導員による巡回訪問、窓口対応のみで、受け身的な支援となっており、一般的な分析に留まっており十分でなかった。従って、小規模事業者の持続的発展に向け、従来の経営指導員による巡回・窓口相談の機会を積極的に活用することに加え、各種セミナーや個別相談会を通じて、積極的に支援する対象を掘り起し、経営分析を行ない、事業計画策定とそれに続く資金繰り改善等の課題解決につなげる。

(事業内容)

経営分析のセミナー、個別相談会を開催し積極的に支援する個社を掘り起し、個社の持続的発展となるよう伴走型支援により事業計画策定や資金繰り改善等の支援に繋がるよう実施する。

[経営状況の分析]

項目	内容
分析項目 ・手法	・財務諸表（B/S、P/L、C/F）を基にした定量分析 （主な項目 ・収益性 ・生産性 ・健全性 ・成長性 等） ・SWOT分析を活用し自社の「強み、弱み、機会、脅威」を整理
方 法	・巡回訪問や窓口相談 ・セミナーや個別相談会の開催等 上記の機会を活用し掘り起こしを行なう
活用方法	・分析結果に基づき事業計画書策定する上での根拠として使用する ・資金繰り改善や補助金獲得を目指し使用する

(目標) 巡回訪問・窓口対応により課題を抱える小規模事業者の掘り起こし、経営分析に基づく個社支援

支援内容	現状	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
経営分析 実施件数	428	460	500	520	560	600
新規掘り 起し件数	—	20	40	60	80	100

3. 事業計画策定支援に関すること【指針②】

小規模事業者の多くが事業計画を策定する目的は、従来は融資による資金調達の際や補助金の申請を目的としている場合が多く見受けられていた。支援に際し、従来はセミナー等の集団指導が中心であり、個社のニーズに必ずしも合致しないケースがあり十分でなかった。事業計画策定の本来の意義は事業の持続的発展に向けた経営の安定化や事業の発展であり、明確な「経営理念」「経営ビジョン」「経営戦略」に基づいた事業計画の策定が不可欠である。そのような現状を踏まえ、小規模事業者が厳しい経営環境を乗り越え持続的発展を目指すためには、意識改革を図り、需要を見据えた事業計画の策定が不可欠であることから、当所は事業計画の策定を伴走型で支援する。

(事業内容)

【支援対象者】

- ① 「2. 経営状況の分析に関すること」で経営分析を実施した事業者
- ② 事業計画の策定を希望する事業者
- ③ 販路開拓を希望する事業者
- ④ 創業予定・創業を希望する者

【小規模事業者への事業計画策定支援について】

- (1) 経営分析を実施した小規模事業者の他、窓口・巡回相談やセミナー・個別相談会の開催等を通して事業計画策定を目指す小規模事業者の掘り起こしを行う。

- (2) 窓口や巡回相談等で掘り起こした小規模事業者については、「経営状況」を分析し、経営資源を最大に活用し販路開拓等による収益拡大に繋がる定量的目標の達成に向け、実現が可能な事業計画の策定を伴走型で支援する。また、計画の策定後にPDCAサイクルによる進捗状況の確認と見直しが可能となる事業計画の策定を指導する。また、販路開拓を行う者に対して持続化補助金を活用し自ら事業計画を策定するため、助言指導する。
- (3) 専門的な知識を必要とする事業計画策定については、中小企業診断士等の専門家派遣を行うと共に、大阪府よろず支援拠点、ミラサポの専門家支援制度を活用し支援する。
- (4) 経営の改善や販路開拓を行う上で資金繰りが必要になった際には、各種補助金制度を積極的に活用する。その申請の前提として策定する事業計画についても関係者と連携し支援する。

【創業者・創業希望者への事業計画策定支援について】

創業に必要な知識とあわせて、事業計画策定の重要性を啓発し具体的な策定の支援を行う。

- (1) 相談窓口を常設し、市の広報等に掲載するなど、創業者・創業希望者に広く周知して支援対象者の掘り起しを行う。また、事業計画策定を通して資金繰りや資金調達方法等の個別相談についても支援する。
- (2) 個社の創業相談に加え、年2回「創業塾」を開催し、創業時に必要となる経営知識を1ヵ月間で集中的に習得できるよう支援すると共に、創業事業計画書の策定を伴走型で支援する。
- (3) 専門的な知識が必要となる事業計画策定については、中小企業診断士等の専門家派遣を行うと共に、大阪府よろず支援拠点、ミラサポの専門家支援制度を活用し支援する。

(目標) 事業計画策定支援の対象者数

支援内容	現状	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
新規個社支援機会回数 (セミナー・個別相談会)	3	5	7	10	15	20
事業計画策定 事業者数	96	100	103	107	111	115
創業者・創業希望者 事業計画策定 事業者数	8	10	12	14	16	18
専門家派遣件数	—	3	20	25	30	40

※事業計画策定件数においては、経営指導員8名が月1件以上の目標で実施する。

4. 事業計画策定後の実施支援に関すること【指針②】

事業計画の策定支援により策定された事業計画に基づいて、売上や収益等の目標設定が達成に向けマーケティング、販路拡大、資金調達等の取組が確実に実行されているかを確認する。また、進捗状況を随時確認しながらフォローアップを行う。尚、進捗状況が思わしくない場合は、原因を洗い出し事業計画の見直しと再構築を伴走型支援にて実施する。

(事業内容)

- (1) 事業計画策定後は、経営指導員が**原則、四半期に1回の頻度**で巡回訪問し、事業計画実施の進捗状況を確認する。但し、**創業者については当初毎月の巡回訪問を原則**として行い、以後は事業計画の進捗状況に応じて頻度を検討して行く。フォローアップの際には、目標の達成に向け必要な指導・助言を行うと共に、国・府・市の施策情報や最新の地域経済需要動向に関する情報を提供する。
- (2) 事業計画の目標である売上・収益等の目標達成に向けた販路開拓が実施できるように、新規顧客獲得となる販路拡大の手法と商品・サービスのPR方法等について経営指導員が指導、助言を実施する。

- (3)販路拡大・需要開拓については、小規模事業者が販売する商品又は提供するサービスに該当する商談会、展示会への出展を促す。
- (4)資金調達については、国の融資制度である(株)日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善融資制度及び小規模事業者経営発達支援融資制度の活用を指導支援する。また、大阪府の融資制度については、地域支援ネットワーク協定に基づき、信用保証協会、地域金融機関と連携を密に行い小規模サポート資金の活用を支援する。
- (5)高度で専門的な知識を必要とする指導・助言が必要な課題が発生した場合は、中小企業診断士等の専門家派遣を行うと共に、大阪府よろず支援拠点、ミラサポの専門家支援制度を活用し、事業計画の達成に向けて指導する。
- (6)創業者の事業計画策定後の支援については、連携支援機関（日本政策金融公庫 東大阪支店、東大阪市産業創造勤労者支援機構、東大阪市産業技術支援センター）とのより密接な情報交換等を行ない、情報の共有化をはじめ連携を進め個別相談会やセミナー開催等の支援を実施する。

(目標) 事業計画策定支援者のフォローアップ件数

支援内容	現状	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
フォローアップ件数	—	400	412	428	444	460
創業者・創業希望者 フォローアップ件数	—	60	72	84	96	108
小規模事業者経営改善融資制度 支援件数	341	400	450	500	550	600
小規模事業者経営発達支援融資制度 支援件数	—	0	10	20	30	40

《参考：各支援メニュー》

策定支援計画	対象事業者	支援目標	連携機関
①事業計画	・経営分析を実施した事業者 ・融資による資金調達や補助金の活用希望者 ・創業予定・希望者	持続的発展に向けた経営の安定化や事業の発展に期する事業計画策定	・日本政策金融公庫 ・金融機関 ・東大阪市産業創造勤労者支援機構
②経営革新計画	新たな取組を始めたい小規模事業者	新たな取組で府の認定を受け、更なる経営資源を得る事を目的とした事業計画策定支援	・日本政策金融公庫 ・金融機関 ・東大阪市産業技術支援センター
③経営計画	経営の安定、見直しを図りたい小規模事業者	現状分析から経営資源の掘り起しにより「強み」を活用した経営計画策定支援	・日本政策金融公庫 ・金融機関 ・東大阪市産業創造勤労者支援機構 ・専門家

※事業計画策定支援は、創業（経営革新）を含む

5. 需要動向調査に関すること【指針③】

従来は、事業を実施した際に行うアンケートにより得た需要動向の情報を事業に参加した事業者のみに情報を提供していた。しかし、小規模事業者向けという観点では調査項目が甘く、分析が単年度となって動向調査に至っておらず最適な情報を提供することが十分ではなかった。従って、従来の手法に加え、大手企業の調達部門が希望する需要動向を7つ（金属製品、生産用機械器具、プラスチック、印刷・同関連、汎用機械器具、電気機械器具、その他）の分野に分け、5項目（1、消費者の意識 2、物価の見通し 3、自己啓発、趣味、サービス等の支出予定 4、主要耐久消費財等の保有・買替え状況 5、世帯の状況）の調査を行う。そこで得た情報と連携機関から得たシーズ情報を時系列に分析し、其々の状況に応じた情報を選定の上、潜在顧客の需要開拓に繋がるよう整理する。

(事業内容)

製造業：管内製造の小規模事業者の技術シーズ・買い手側のニーズをアンケート調査分析し需要動向の把握に努める。その情報を本所ホームページ、本所発行機関紙で発信すると共に巡回訪問・窓口対応時に個社へも発信する。(テクノメッセ東大阪※1、売りメッセ東大阪※2、都市間交流支援事業※3)

商業・サービス業：管内商業・サービス事業者の商材やサービスなどの情報をチラシ等で新聞折込し、一般消費者に向けて情報提供し、その反応を分析する事でニーズを把握する。(商業フェスタ事業※4につなげる)

全事業者：個社が扱う商材に対して、一般消費者、量販店バイヤー等の専門家から意見や評価を頂き、商材の改良やマーケティングに繋げる。(モニター会事業※5)

(目標) 情報収集で得た需要動向に関する情報を分析し効果的に個社へフィードバックする

内容・項目	現状	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
技術シーズ・ニーズ調査各件数	17 93	20 100	25 110	30 120	30 120	35 130
テクノメッセ東大阪※1 ニーズ数	5,152	5,400	5,600	5,800	6,000	6,300
売りメッセ東大阪※2 ニーズ数	21	25	27	30	35	38
都市間交流支援事業※2 ニーズ数	75	80	85	90	95	100
商業フェスタ事業※4 ニーズ数	202	205	210	215	220	225
モニター会事業※5 モニター数	200	210	220	230	240	250
フィードバックする 情報提供数	128	150	200	250	300	350

※1「テクノメッセ東大阪」：総合展示商談会・新たな販路開拓等を目的に合同展示商談会を開催し、ビジネスチャンスの創出を図る。

※2「売りメッセ東大阪」：逆見本市タイプ商談会・買い手側企業である百貨店・スーパー・コンビニ・ホームセンター・通販会社に加え卸売企業などの仕入担当者がブース出展し、そこに販路開拓を目指す市内製造業が完全予約制で20分間の商談を行い、商談成立を目指す。

※3 都市間交流支援事業：都市間交流支援事業で受注の販路開拓や共同開発に繋げ活性化を図る。

※4 商業フェスタ事業：東大阪市内を西・中・東の3地域に分割し、各地域の事業者の商品・サービスの提供店を募集し、各地域の消費者に対して、来街を促す広報チラシを作成し新聞折込チラシで広報PRし消費意欲の喚起を行う事業

※5 モニター会事業：東大阪市内の事業所が扱っている新商品やサンプル品、まだ世間に公開されていない商品、また以前から販売しているが、PR不足などを理由に、今ひとつ売上成績の上らない商品などをブースに展示。専門家（大手量販店等仕入担当者、製造業者）、一般消費者が実際に手に取り、商品に対する評価をして頂き製品の改善点やPR方法を見直す機会にする事業。

6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること【指針④】

従来、本所のみが得た情報を基に販路開拓を目的とした事業を実施してきた。しかし、小規模事業者向けという観点では、需要開拓に必要なニーズ情報等の提供が十分でなかった。従って、各支援機関：連携機関（日本政策金融公庫 東大阪支店、東大阪市産業創造勤労者支援機構、東大阪市産業技術支援センター、大阪シティ信用金庫、大阪商工会議所、八尾商工会議所）との情報の共有化により、他機関が持つニーズ情報も含め活用することで、個社の課題に応じた販路開拓の機会を設定することができる。

(事業内容)

(1) 生産財、消費財等多岐にわたる事業分野に携わる事業者を対象に、販路開拓支援事業として総合展示商談会を実施する。本事業は、本所が昭和63年より実施している事業である。

改善点は、毎回実施している出展企業へのアンケート調査を整理分析して事業を見直し、更に各支援機関からの需要動向の情報も取り入れてブラッシュアップを行い、成約数の増加に繋げるため商談件数の増加を目指す。

(目標) 販路開拓支援事業として総合展示会の開催による増収増益を目的に実施する

支援内容	現状	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
出展支援者数	79	85	85	90	90	95
来場者数	8,638	9,000	9,000	9,500	9,500	10,000
商談件数	5,152	5,400	5,400	5,600	5,600	5,800



(総合展示会)

(2) 全国的に見て製造業の集積が高い他府県の都市へ、東大阪市の小規模事業者が出向き、その製造事業所との個別マッチング商談会を実施し、販路開拓並びにビジネスネットワーク構築を目的に実施する。商談会マッチングのための組み合わせの構築がその成果に直結するため、マッチングする小規模事業者相方の情報把握する。

(目標) 他都市企業と個別取引マッチング・交流を開催し販路開拓・共同開発パートナー発掘を目的とする

支援内容	現状	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
商談参加企業数 (東大阪以外の企業)	10	13	13	15	15	15



(他都市企業との取引マッチング商談会)

(3) 一般消費財を取扱う事業者の販路開拓を支援するため、大手百貨店、スーパー、卸売企業、専門店等の各バイヤーを招き、小規模事業者が自社製品を売り込む個別取引商談会(逆見本市形式)を実施する。

(目標) 逆見本市形式にて個別取引商談会を開催する事で販路開拓を目的として開催する

支援内容	現状	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
バイヤー 参加社数	21	23	23	25	25	27
商談成約数	21	23	25	27	30	35



(売りメッセ東大阪商談会：逆見本市形式)

(4) 大手企業の中には、自社で対応できない受注を外注先へ依頼することがあるが、要求レベルに達しない外注先も多く存在する。大手企業の調達担当を招き、大手企業のニーズを小規模事業者のシーズにマッチングする商談会を実施する。

(目標) 事前に大手企業のニーズ情報を説明会において開示し、個別取引商談会で受注拡大を目的としてマッチング商談会を開催する

支援内容	現 状	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
商談成約数	3	5	7	10	15	20

II. 地域経済の活性化に資する取組

1. 地域活性化事業

東大阪商工会議所、東大阪市等の関係機関で組織する総合展示会の実行委員会において、今後の東大阪市における地域活性化の方向性を検討する。また、その結果を踏まえ、各関係機関と情報の共有化を行い、今日まで築き上げてきた「モノづくりの街東大阪」のブランドイメージの保持及び更なる発展を図るため以下の取組を行う。

- ① 総合展示会（テクノメッセ東大阪）開催時に「モノづくりの街東大阪」を広くPRする事を目的に地域の中でも市場シェアが高い、独自性の強い製品や技術を紹介する冊子「きんぼし東大阪」と市域製造業の製品・技術を紹介した取引ガイドブック「もうかりメッセ東大阪」を配布し来場者に対し東大阪のブランドイメージ向上に繋げ地域活性化の一助とする。
- ② 東大阪ブランド推進機構※6（主体：東大阪市）と連携し推奨している「東大阪ブランド」に認定されている製品を総合展示会において東大阪ブランド認定製品をPRするとともに地域のポテンシャルを広く周知し、「モノづくりの街東大阪」が保有する製造業を全国へ発信することで地域活性化へ繋げる。

※6：東大阪ブランド推進機構は、東大阪市から誕生した製品の魅力を都市ブランドとして発信し、認定された製品の販路開拓や都市イメージの向上を図ることを目的とし、東大阪商工会議所、公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構）、東大阪市工業協会、(株)ジェイコムウエスト東大阪局）、東大阪市等の方々が発起人となり、設立された団体です。

- ③ 「東大阪ものづくり観光プロジェクト」を立ち上げ、東大阪のモノづくり関連企業と、歴史・文化・風土などのあらゆる地域資源とをマッチングさせた新たな観光交流・集客アイテムである「モノづくり観光」を推進する一般社団法人大阪ものづくり観光協議会と連携することにより、地域への集客を図り、地域ブランド化の活性化に寄与することを目的とし実施する。
- ④ 事業所・企業統計調査、経済センサス活動調査によると東大阪市内の事業所数は減少傾向にある。従って、創業を促進して事業所数を増加させ市内経済の活性化を図らなければならない。数年前から、地域における創業を促進するための事業としては、セミナーの開催等であった。今後は、東大阪市、各支援機関と連携し「東大阪市特定創業支援事業※☆」等を活用した支援事業を実施する他、個別相談会の実施や資金調達支援を強化し、創業支援に当たる。

○東大阪市特定創業支援事業※☆（東大阪市・東大阪商工会議所連携による支援施策）
 対象事業：「東大阪あきんど塾」（東大阪市が実施：小売・商業・サービス業向け）
 「創業塾」（東大阪商工会議所が実施：全業種対象）
 上記の事業を受講され一定の要件を満たせば以下の支援施策の利用が可能となる。
 ・創業前の者が株式会社を設立する場合に、登録免許税が減免される。
 ・創業者向け信用保証の特例措置

○各連携支援機関による支援メニュー

☆大阪府：情報提供、各種支援施策、制度融資

☆東大阪市

：東大阪あきんど塾の開催、空き店舗活用促進事業（空き店舗での店舗開設に多雨する補助金、アドバイザー派遣による経営サポート）、小規模企業向け融資を低利（0.8%）で実施（信用保証付）、創業支援事業の相談窓口の設置、認定連携創業支援事業への補助等

☆中小企業基盤整備機構

：情報提供、専門家派遣、クリエイション・コア東大阪・インキュベートルームの提供

☆東大阪市産業創造勤労者支援機構

：起業セミナーの開催、創業促進インキュベーション支援事業の実施、会議室の提供

☆東大阪市立産業技術支援センター：インキュベートルームの提供

☆東大阪市立男女共同参画センター：女性向け起業入門セミナーの開催

☆日本政策金融公庫 東大阪支店

：創業応援セミナーの開催、創業相談窓口の開設、開業資金融資

☆大阪シティ信用金庫

：開業サポート資金・地域支援ネットワーク型融資（東大阪商工会議所の経営指導並びに融資実行後、3年間のフォローアップが条件）

☆金融機関（市内銀行、信用金庫等）：東大阪市小規模企業融資（信用保証付）

- (1) 学生対象、女性対象、一般対象の創業塾を年間3回実施する。主に金融・税務・労務等を盛り込んだ1コース4日間のカリキュラムを組み、創業時に必ず必要となる事業計画書の策定を最終目的に創業塾（セミナー形式）を開催し、創業者が思い描く創業計画を、より実現性の高い内容にブラッシュアップする。また、セミナーを通して創業者の掘り起こしに繋げ、個別にサポートする。更に相談会を実施して具体的な相談に応じる。また、金融支援が必要となるケースには、伴走型支援にて実施する。
- (2) 年間を通して創業予定者や創業間もない個社への支援を実施し、管内の創業者数の増進を図る。経営指導員による支援の他、専門性の高い支援が必要な場合においては、連携支援機関でもある中小企業基盤整備機構やミラサポの専門家派遣制度を活用してコーディネートする。更に創業後のフォローアップも含め伴走型支援を行う。

（目標）伴走型支援による創業創出に繋げる機会と創業の増進を目的とする

支援内容	現状	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
創業塾開催数	1	3	3	3	3	3
創業支援者数	20	25	25	30	30	35

Ⅲ. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組み

1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること

管内小規模事業者の活性化策を検討するため、東大阪市、東大阪市産業創造勤労者支援機構、(株)日本政策金融公庫東大阪支店と連携し、各支援機関のノウハウを共有すると共に相互にフォローアップを行う。

(事業内容)

東大阪市、東大阪市産業創造勤労者支援機構、(株)日本政策金融公庫東大阪支店で構成する「小規模事業者活性化協議会」を新たに立ち上げ、年2回会合を開催し情報の共有化を図り、地域経済活性化施策を検討する。

2. 経営指導員等の資質向上等に関すること

小規模事業者の利益確保に資する支援ノウハウの習得のため、大阪府商工会連合会が実施する研修会へ参加し、スキルアップを図ると共に若手経営指導員については、ベテラン経営指導員とチームで小規模事業者を支援すること等を通じて、指導・助言内容、情報収集方法を学ぶなど、OJTにより伴走型の支援能力の向上を図る。また、所内において全職員を対象に小規模事業者支援に係るメニューに関連した所内研修会を実施しスキルアップを図る。加えて、今後は小規模事業者への支援に対応する際に各経営指導員が作成する経営カルテを所内で情報共有する。よって個社企業への支援状況が常に把握できると共に中長期の支援策に役立てる仕組みを構築する。また、成功事例の経営カルテ内容について各経営指導員と情報の共有化を行う事で経験年数の浅い若手経営指導員の資質向上の構築にも繋げる。

また、大阪府が主催する「EG（エコノミック・ガーデン）おおさか」※1の地域経済コンシェルジュ養成研修に経営指導員が、小規模事業者支援を推進するために必要となる「集聚力、想像力、連携力」の取得向上に向け研修会（年間10回開催）に経営指導員が参加し、伴走型の支援能力の向上を図る。

※1：中小企業等のブランド力の向上や高付加価値化等に取り組むとともに、交流の場の提供、マッチング、フォローアップ、施策の情報提供等を通じ、がんばる中小企業等を持続的に支援する産学公民金の連携ネットワーク

3. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

毎年度、本計画に記載の事業実施状況及び成果について、以下の方法により評価・検証を行う。

- ① 外部の中小企業診断士等の有識者に加え、東大阪市、(株)日本政策金融公庫による事業評価検討会議を開催し、成果の評価・見直し等を行い、以降の事業実施に反映させる仕組み作りを行う。
- ② 事業評価検討会議で評価・見直しされた結果については、事業実施結果と共に本所ホームページ (<http://www.hocci.or.jp>) で計画期間中公表する。

(別表2)

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制

(平成28年1月現在)

(1-1) 組織体制【経営発達支援事業実施体制】

担当事業	職務・役割	統括責任者	主担当者	担当者
経営発達支援事業	・地域の経済動向調査 ・需要動向調査	企画調査部長	企画調査部課長	企画調査部 経営指導員 4人
	・経営分析 ・事業計画書の 策定、実施支援	中小企業相談所 所長	東支所長 中小企業相談所 課長	中小企業相談所 東支所 経営指導員 5人
	・創業支援 ・小規模事業者 販路開拓支援	中小企業相談所 所長	東支所長 中小企業相談所 課長	
地域の活性化に 資する事業	・逆見本市商談会 ・他都市との 取引マッチング	中小企業相談所 所長	中小企業相談所 課長	中小企業相談所 経営指導員 4人 一般職員 1人
支援力向上対策事業	・支援機関との 連携・情報共有 ・職員内部研修の実施 ・職員外部研修の受講手配	中小企業相談所 所長	中小企業相談所 課長	中小企業相談所 経営指導員 4人 一般職員 1人
評価・見直し	・事業評価検討	事務局長	中小企業相談所 所長	中小企業診断士 東大阪市 ㈱日本政策金融公庫

(1-2) 東大阪商工会議所の組織体制

東大阪商工会議所	職員数		
	役員	1人	
事務局職員 総数	36人 (内、経営指導員数21人)		
経営指導員 内 訳		一般職員数	経営指導員数
	中小企業相談所	1人	7人 (うち1人嘱託)
	東支所	1人	2人
	総務部	4人	2人
	振興部	3人	4人
	企画調査部	1人	5人
	経理部	4人	1人

※経営指導員21人の内1名は嘱託(経営発達支援事業に携わらない)

(2) 連絡先

〒577-0809 大阪府東大阪市永和1-11-10

東大阪商工会議所 中小企業相談所

TEL 06-6722-1151 FAX 06-6725-3611

e-mail sodan@hocci.or.jp

(別表 3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
必要な資金の額	455,750	460,000	460,000	470,000	470,000
小規模事業	144,415	148,000	148,000	153,000	153,000
一般事業	311,335	312,000	312,000	317,000	317,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

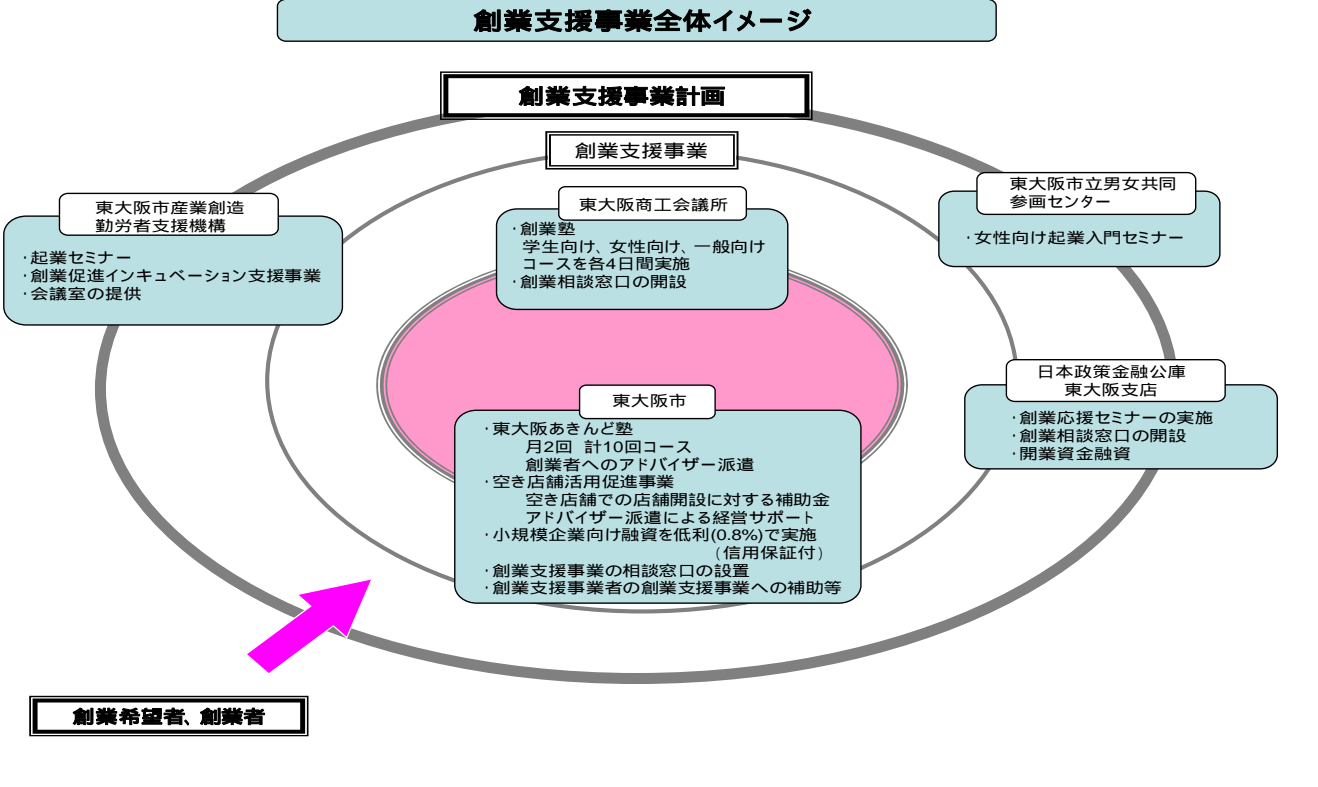
調達方法

会費収入、各種事業収入、大阪府補助金・東大阪市補助金収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること

(別表4)

商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合の連携に関する事項

連携する内容
(2) V. 創業支援事業において、各支援機関同士が連携し、それぞれが実施する創業関連支援事業の参加者を一体となって支援する。
連携者及びその役割
<p>東大阪市…商業・サービス業向けセミナー&個別店舗指導（東大阪あきんど塾）の実施。空き店舗活用促進事業の実施。小規模企業向け融資を低利で実施。（信用保証付き）。創業支援事業の相談窓口の設置。各支援機関等が実施する創業支援事業のとりまとめ調整役。</p> <p>住所：東大阪市荒本北1-1-1 代表者：市長・野田 義和</p>
<p>公益財団法人 東大阪市産業創造勤労者支援機構…起業セミナーの実施、創業促進インキュベーション支援。会議室の提供。</p> <p>住所：東大阪市荒本北1-4-17 クリエイション・コア東大阪 3F 代表者：理事長・西村 弘毅</p>
<p>東大阪市立男女共同参画センター…女性向け起業入門セミナーの実施。</p> <p>住所：東大阪市岩田町4-3-22-600 代表者：野田義和</p>
<p>㈱日本政策金融公庫東大阪支店…創業応援セミナーの実施。創業相談窓口の開設。開業資金融資。</p> <p>住所：東大阪市高井田元町2-9-2 代表者：支店長・飯島 茂春</p>
<p>東大阪商工会議所…学生向け、女性向け、一般対象の創業塾の実施。創業相談窓口の開設。小規模事業者経営改善資金融資。</p> <p>住所：東大阪市永和1-11-10 代表者：会頭・嶋田 亘</p>
<p>東大阪市立産業技術支援センター…創業者へのインキュベートルーム提供</p> <p>住所：東大阪市高井田中1-5-3 代表者：所長・水谷 潔</p>
<p>大阪シティ信用金庫…開業サポート資金・地域支援ネットワーク型融資</p> <p>住所：大阪市中央区北浜2-5-4 代表者：理事長・河村 正雄</p>
連携体制図等
 <p>創業支援事業全体イメージ</p> <p>創業支援事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 創業支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 東大阪商工会議所 <ul style="list-style-type: none"> 創業塾 <ul style="list-style-type: none"> 学生向け、女性向け、一般向け コースを各4日間実施 創業相談窓口の開設 東大阪市 <ul style="list-style-type: none"> 東大阪あきんど塾 <ul style="list-style-type: none"> 月2回 計10回コース 創業者へのアドバイザー派遣 空き店舗活用促進事業 <ul style="list-style-type: none"> 空き店舗での店舗開設に対する補助金 アドバイザー派遣による経営サポート 小規模企業向け融資を低利(0.8%)で実施 (信用保証付) 創業支援事業の相談窓口の設置 創業支援事業者の創業支援事業への補助等 東大阪市産業創造勤労者支援機構 <ul style="list-style-type: none"> 起業セミナー 創業促進インキュベーション支援事業 会議室の提供 東大阪市立男女共同参画センター <ul style="list-style-type: none"> 女性向け起業入門セミナー 日本政策金融公庫 東大阪支店 <ul style="list-style-type: none"> 創業応援セミナーの実施 創業相談窓口の開設 開業資金融資 <p>創業希望者、創業者</p>